

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 法律・法規の追加のお知らせ

ジェットロ北京センターのHPにおいて、下記の法律・法規を追加いたしましたので、ご参照ください。

<司法解釈>

最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関する若干問題の規定

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2008022738181813.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2008022738181813.pdf)

<地方法規>

北京市展示会知的財産権保護弁法

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2008022284450593.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2008022284450593.pdf)

2. 中国政府発表の追加のお知らせ

ジェットロ北京センターのHPにおいて、まもなく下記の政府発表を追記いたします。

2008年知的財産権保護行動計画

3. 新聞報道の掲載について

112号でお知らせいたしましたが、一部の記事のみ日文翻訳を掲載しております。ご了承ください。

---

---

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 最高裁、知財案件の審理基準の統一を重視（中国法院網 2008年2月20日）
2. 全人代代表：コンテンツ産業促進法の設立を呼びかける（人民網 2008年3月7日）
3. S I P O副局長：「知財反独占条例」の早期制定を（中国新聞網 2008年3月6日）
4. 「政府情報公開条例」 情報の非公開は訴追も（檢察日報 2008年3月06日）
5. 広州市、展示会における知財保護規定を制定へ 08年（新華網 2008年3月26日）
6. 商務部、中国初のオンライン取引法規を6月に施行へ（北京商報 2008年3月25日）

○中央政府の動き

1. 中国、EUの経済貿易協力メカニズム、知財保護盛り込む（国家知識産権網 2008年2月27日）
2. 中国、自主知的財産権を持つ高速列車の研究開発を表明（チャイナニュース 2008年2月26日）
3. 全人代と参議院の定期交流会議開催 知的財産権に注目（国家知識産権網 2008年2月22日）

4. 「傍名牌」取り締まりへ 司法・行政が連携（中国工商報 2008年3月5日）
5. 文化部：08年も知財保護推進 市場監督を強化へ（国家知識産権網 2008年3月5日）
6. 法治制度の構築めぐる白書 「知財制度すでに整備」（国家知識産権網 2008年3月3日）
7. 中国、アジア太平洋無形文化遺産保護センターを設立へ（国家知識産権網 2008年3月11日）
8. S I P O 特許審査の連携メカニズム、運用は順調（国家知識産権網 2008年2月29日）
9. 文化部：コンテンツ産業の発展に注力、上場を奨励（チャイナニュース 2008年3月20日）
10. 国家版權局：違法プリインストール、ネット海賊版を摘発（中国新聞出版報 2008年3月20日）
11. 最高裁、司法による07年知財保護状況を公表（知識産権司法保護ネット 2008年3月18日）
12. 温総理：知財戦略の実施、自力革新の推進を（国家知識産権網 2008年3月5日）
13. 国家工商総局、馳名商標を228件新認定 2008年（商標局ウェブサイト 2008年03月28日）
14. 政治協商会議、知財当局へ21提案を提出（国家知識産権網 2008年3月25日）
15. 知財保護行動計画、2008年版が正式発表（国家知的財産権保護工作組弁公室 2008年3月24日）

#### ○地方政府の動き

1. 山西省太原市 会社の資本金規定改正 知的財産権による出資も可能に（中国新聞網 2008年2月24日）
2. 中関村が「知的財産権重点企業」指定 初回100社（北京青年報 2008年3月5日）
3. 哈爾濱、ハイテク産業化資金を初設置（人民網 2008年3月6日）
4. 広東省、世界ブランド育成へ 20社を重点支援（知識産権報 2008年3月5日）
5. 天津、ハイテク産業化拠点を建設へ（新華社 2008年3月14日）
6. 吉林・長春市 知財モデル都市に（国家知識産権網 2008年3月26日）

#### ○司法関連の動き

1. 音楽著作権協会 検索エンジンの「百度」を著作権侵害で提訴（TOM音楽 2008年2月20日）
2. 類似商標めぐる訴訟 ラーメンの「味千」が勝訴（知的財産権報 2008年3月6日）
3. MPAの6大映画制作会社、P2Pサービスの迅雷を提訴（人民網 2008年3月11日）
4. GPS産業：海賊版企業が業界を浸食 業界全体の過半（新快報 2008年3月17日）
5. 北京市高裁、知財関連の十大典型事例を発表（北京商報 2008年3月27日）

#### ○統計関連

1. 中国の国際特許出願、オランダ抜き世界第7位（国家知識産権網 2008年2月22日）
2. WIPO：07年の国際商標登録 中国の出願件数は世界8位（国家知識産権網 2008年2月29日）
3. 検察当局トップ：知財関連犯罪、5年で6339人の逮捕許可（国家知識産権網 2008年3月10日）
4. 最高裁トップ：知財関連の民事案件、5年6万件余り結審（国家知識産権網 2008年3月10日）

月 10 日)

5. 中国の工業企業による特許出願、全体の 10%未満 (国家知識産権網 2008 年 3 月 15 日)
6. 有効な特許・実用新案・意匠、07 年末は 85 万件 (専利統計簡報 2008 年 3 月 14 日)
7. 質検当局による偽造品取り締まりに効果 07 年立件は 21 万 (国家質検総局ウェブサイト 2008 年 3 月 20 日)

#### ○その他知財関連

1. 専利複審委、最高人民法院と業務交流会開催 (国家知識産権網 2008 年 2 月 23 日)
2. 六割以上の多国籍企業 中国を海外研究開発機関の第一選択地に (人民日報海外版 2008 年 2 月 29 日)
3. 米特許商標庁、広州に支部開設へ (知識産権報 2008 年 3 月 10 日)
4. ドイツ政府 CeBIT 捜査、中国系企業 24 社が知財権侵害疑い (賽迪網 2008 年 3 月 7 日)
5. 青島ビール、「中国 10 大世界級ブランド調査」で堂々の第 1 位 (チャイナニュース 2008 年 03 月 19 日)
6. 「中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム」上海で開催 (国家知的財産権保護弁公室 2008 年 3 月 18 日)
7. 中日韓の中小企業知財シンポ、東京で開催 (国家知識産権網 2008 年 03 月 24 日)

---

#### ●ニュース本文

#### ○法律・法規等

##### ★★★4. 「政府情報公開条例」 情報の非公開は訴追も★★★

昨年 1 月 17 日の国務院第 165 回常務会議で可決された「政府情報公開条例」が今年 5 月 1 日から施行される。

同条例は「行政機関は以下の基本要件の 1 つを満たす政府情報について、これを自発的に公開しなければならない」として、▽公民・法人・その他組織の切実な利益に関わるもの▽社会公衆の周知または参与を必要とするもの▽当該行政機関の設置・権能・業務手順などの状況を報告するもの▽その他法律・法規・国の関連規定により自発的に公開すべきもの——を挙げる。

同条例 35 条は、行政機関による規定違反のうち、▽政府情報の公開義務を法に則り履行しない▽公開する政府情報の内容・政府情報の公開指針・政府情報の公開リストを迅速に更新しない▽規定に違反して費用を徴収する▽他の組織・個人を通じて有償サービスの形で政府情報を提供する——などの 1 つに該当する場合、監察機関・上級の行政機関が是正を命じるとしている。情状が深刻な場合は当該行政機関で直接的な責任を負う主管人員その他直接的な責任者を法により処分し、犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及するとしている。(検察日報 2008 年 3 月 06 日)

##### ★★★5. 広州市、展示会における知財保護規定を制定へ 08 年★★★

広州市政府第 13 期第 36 回常務会議がこのほど開かれ、「広州市展示会知的財産権保護方法」の制定が、2008 年の立法活動の一つとして正式に盛り込まれた。

近年、中国輸出品交易会(広州交易会)の影響により、広州市では展示会を通じた経済活動の発展が加速している。しかし、展示会産業が発展する一方、知的財産権の侵害が頻発するようになり、展示会の質やレベルにまで直接の影響を来たしている。

展示会における知財保護を強化し、広州市の展示会における経済発展環境を醸成するため、さらには知的財産の尊重・保護という良好な国際イメージを確立するため、広州市知識産権局は近年、展示会における知財保護の立法化に努力しており、市の法制事務室に幾度も立法計画に盛り込むよう求めてきた。働きかけの結果、「広州市展示会知的財産権保護方法」が2007年の政府規則制定予備項目に盛り込まれ、今年は正式項目となった。

現在、広州市知的財産権局は工商、著作権などの行政管理当局との協力で、立法活動を積極的に進めており、年内の成立を目指している。（新華網 2008年3月26日）

## ○中央政府の動き

### ★★★6. 法治制度の構築めぐる白書 「知財制度すでに整備」★★★

国務院新聞弁公室は2月28日、法治制度の構築に関する白書「中国の法治建設」を発表した。白書には、▽中国は知的財産権保護などの面で、すでに整った法律制度を構築している▽司法審判と行政法執行を合わせた「二本立て協運営調」による知財保護メカニズムを採用している▽司法審判は知財保護の基本であり、主導的な役割を担っている——などの内容が記されている。

中国政府が法治制度の構築に関する白書を発表するのは、今回が初めて。全文合わせて約2万9000字で、建国以来の60年近くに及ぶ法治制度整備の成果を全面的に紹介している。（国家知識産権網 2008年3月3日）

### ★★★11. 最高裁、司法による07年知財保護状況を公表★★★

最高人民法院（最高裁）の「知的財産権司法保護ネット」はこのほど、「2007年全国知的財産権司法保護概況」を公表した。

同年、全国の人民法院（裁判所）は知的財産権に関する刑事案件を法に基づいて厳正に審理し、犯罪行為を厳しく罰している。昨年全体では、全国各地の地方人民法院が結審した知的財産権関連の刑事案件は2684件、判決の法的効力の対象者は4328人、うち有罪判決を受けたのは4322人だった。

人民法院は法律に基づき、知財関連の案件を大量に審理しており、司法保護の主力としての役割を十分に発揮した。全国各地の地方人民法院が昨年受理した知財関連の民事案件（一審）は1万7877件（前年比25.73%増）、結審件数は1万7395件（同23.75%増）。司法による知財保護はさらに強化されている。

知財権の侵害に対する賠償適用規則を強化し、権利維持に伴うコストを抑える一方、権利侵害者側のコストを拡大させており、権利者が十分な損害賠償を受けられるよう図っている。ヤマハ発動機株式会社が浙江華田工業有限公司を訴えた商標侵害訴訟では、最高人民法院は控訴者の権利侵害の意図が明確であることや、提供された財務資料が完全だったことから、一審判決の賠償額830万440.43元を支持。外資系企業関連の案件で最高人民法院が下した賠償命令としては、過去最高額となった。

報告書の全文は「中国知的財産権司法保護ネット」からダウンロード可能。（知識産権司法保護ネット 2008年3月18日）

### ★★★12. 温総理：知財戦略の実施、自力革新の推進を★★★

温家宝総理は第11期全国人民代表大会（全人代）第1回会議で行った政府活動報告の中で、知的財産戦略を実施し、自力革新を発展モデルの柱へ変える方針を貫かなければならないと指摘した。

温総理はさらに、「国家中長期科学技術発展計画綱要」を真剣に実施し、中国の特色を持った新たな工業化の道を堅持し、情報化と工業化の融合を進める必要があるとした。

（国家知識産権網 2008年3月5日）

★★★13. 国家工商総局、馳名商標を228件新認定 2008年★★★

国家工商総局商標局と商標評審委員会は年初以来、すでに228件の商標を新たに「馳名商標」として認定した。

その中、商標局より商標管理事件の中で136件、商標異議案件の中で33件は認定し、残りの59件は商標評審委員会から商標再審案件の中で認定した。

228件のうち、商品商標は212件、サービスマークは16件。認定企業の所在地別の内訳は中国本土204件、香港3件、台湾3件、国外18件。なお日系企業では、株式会社東芝の東芝及びTOSHIBA、三洋電機のSANYO、花王の詩芬が認定された。（商標局ウェブサイト 2008年03月28日）

★★★15. 知財保護行動計画、2008年版が正式発表★★★

国家知的財産権保護工作組弁公室はこのほど、「2008年中国知的財産権保護行動計画」を発表した。全国の知財保護活動の方針を10方向から示したもので、280項目の具体的措置が含まれる。同年の知財保護活動をトータルかつ系統的、具体的に示した指針として、全国の知財保護活動を効果的に誘導する狙い。

立法活動では、商標や著作権、特許、対外貿易、税関での知財保護などについて、24件に上る法律・法規・規約・管理方法に加え、5件の司法解釈を制定する方針。取り締まりでは、印刷複製、インターネット、出版物などの重点対象について、16項目の取り締まり行動を展開する。審判業務については、7項目の措置を通じた司法保護の強化を図る。このほか、部門協力や地域連携といった活動メカニズムの整備、広報や人材育成の強化、国際交流・協力などの拡大についても、具体的措置を設けている。（国家知的財産権保護工作組弁公室 2008年3月24日）

○地方政府の動き

★★★1. 山西省太原市 会社の資本金規定改正 知的財産権による出資も可能に★★★

山西省太原市工商行政管理局は2月23日、「知的財産権による出資の登記方法」を公布した。今後、商標権や著作権、特許権などを含む知的財産権は、評価額を算定した上で、出資金とすることができる。同規程の公布により、企業の出資形態の多様化や、企業の持つ知的財産権の有効活用が期待される。

同「方法」は、「会社法」などの法律や法規に基づいて定められた。「方法」制定の狙いは、中国の法人、その他経済組織、自然人が知的財産を出資金として企業を設立することを奨励するため。株主が知的財産権を資本として出資する場合、登録資本の70%が上限となる。また、会社規程の中に、資本を引き上げる場合の方法を明記しなければならない。出資にあたっては、合法的な資本検収機関による検収証明や、財産権の移転手続きに関する証明書類などの書類が必要になる。（中国新聞網 2008年2月24日）

○司法関連の動き

★★★5. 北京市高裁、知財関連の十大典型事例を発表★★★

北京市高級人民法院（高裁に相当）は3月26日、「2007年北京十大知的財産権典型事例」を発表した。典型事例は、インターネットダウンロード、デジタル製品、ファッションコンテンツなど、多分野に及ぶ。デル、「泥人張」（泥人形工芸の名称）、ヤフーなど、知名度の高いブランドが次々と提訴されている。うち、ヤフー中国の音楽検索をめぐる著作権侵害が、典型事例の1位にランクされた。

ヤフー中国は、許志安の「相思多年」などの楽曲26曲の検索、視聴、ダウンロードサービスを提供するとともに、曲のスタイルや流行度などを基に、分類情報を作成した板。

「相思多年」など26曲の著作権を持つ香港の正東唱片有限公司は、07年にヤフー中国を提訴し、勝訴していた。（北京商報 2008年3月27日）

#### ○統計関連

##### ★★★1. 中国の国際特許出願、オランダ抜き世界第7位★★★

世界知的所有権機関（WIPO）ウェブサイトの2月21日の発表によれば、2007年に世界から出願された国際特許（PCT）の件数は史上最多となった。2005年に初めてトップ10入りした中国は、2007年の出願件数が5456件となり、オランダを抜いて世界第7位に躍進した。増加率は38.1%。

上位3カ国の順位は変動せず、米国が5万2280件でトップを維持し、2位は日本の2万7731件、3位はドイツの1万8134件だった。4位以下は韓国、フランス、イギリス、中国、オランダ、スイス、スウェーデンの順。

企業別に見ると、日本・松下の出願件数が2100件となり、オランダ・フィリップスの2041件を抜いてトップに躍り出た。ドイツのシーメンスは1644件で3位を維持。中国の情報設備メーカー・華為会社が1365件で4位に入った。（国家知識産権網 2008年2月22日）

##### ★★★2. WIPO：07年の国際商標登録 中国の出願件数は世界8位★★★

世界知的所有権機関の（WIPO）2月27日の発表によれば、マドリッド協定による国際商標登録の2007年出願件数は3万9945件（前年比9.5%増）に達し、史上最高となった。中国からの出願は1444件で、世界8位。

国際商標登録の出願にあたり、出願者は保護を求める国を指定する。中国は07年、新規出願総数の4.5%にあたる1万6,676件で指定国となり、世界最多となった。06年の新規指定件数を5.5%上回っており、中国における外国企業の貿易活動の活発化が反映された形だ。（国家知識産権網 2008年2月29日）

#### ○その他知財関連

##### ★★★6. 「中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム」上海で開催★★★

「2008中国知的財産権ハイレベルフォーラム」が4月21、22の両日、上海の浦東国際会議センターで開かれる。全国で展開される「知的財産権保護宣伝週間」の活動組織委員会と上海市人民政府が合同で主催。フォーラム期間には、「2008中国知的財産権刑事保護フォーラム」も開催される。全国人民代表大会（全人代）と関係部門の幹部、社会各界からの来賓など、700人余りが出席を予定している。

「中国知的財産権ハイレベルフォーラム」は2005年以降、全国の「知的財産権保護宣伝週間」の重要な一環として、毎年開催されている。昨年開かれた第3回フォーラムでは、国務院の呉儀・前副総理の基調演説が行われ、国内外の社会から強い注目や反響が寄せられた。（国家知的財産権保護弁公室 2008年3月18日）

##### ★★★7. 中日韓の中小企業知財シンポ、東京で開催★★★

日本の特許庁、中国の国家知識産権局、韓国の特許庁が合同で開催する中日韓中小企業知的財産権シンポジウムが3月10日、東京の日本特許庁で開かれた。

シンポでは、各国の知財当局の代表が、知的財産分野における自国の中小企業支援策を紹介。企業代表は、自社の知財応用・管理のノウハウを紹介した。中国代表団団長、国家知識産権局協調管理司の陸毅・副巡視員は、中国政府の代表として「中国政府の中小企業支援措置」と題する演説を行った。

中国代表団は日本訪問中、日本特許庁のほか、日本発明協会、大阪特許情報センターな

どを参観し、中小企業5社の代表との座談会を行った。(国家知識産権網 2008年03月24日)

=====  
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====  
※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved